

近年の世界遺産委員会における議論と 世界遺産地域科学委員会設置の必要性について

2012年の第36回世界遺産委員会では、我が国を含むアジア・太平洋地域の世界遺産の保全状況について定期報告が行われる予定である。近年の世界遺産委員会の議論を踏まえ、適切に対応する必要がある。

1. 顕著な普遍的価値の再陳述の必要性

近年の世界遺産委員会における議論等では顕著な普遍的価値(以下「OUV」)が極めて重要視されている。2008年から始まった世界遺産委員会への第二次定期報告(アジア・太平洋地域の世界遺産委員会への報告は2012年)にあたっては、世界遺産委員会の求めに応じ、OUVの再陳述を行わなければならない。このOUVの再陳述案の作成は、最新の科学的知見に基づいて進める必要がある。

(関連記述)

- 2007年の第31回世界遺産委員会において、「第二次定期報告が開始される前に、顕著な普遍的価値について本来あるべき全ての陳述を準備すべきことを締約国に促す(urges)」決議(31COM11D.1)が採択されている。
- 2008年6月に開催された第32回世界遺産委員会において、「世界遺産過程の礎石としてOUVを再陳述(reaffirm)すべきこと」が2006年から2008年までの定期報告検討年の主な結論の一つとして示され、第二次定期報告のスケジュールが示されアジア太平洋地域は2012年に定期報告が予定されることとなった(WHC-08/32.COM/11E)。
- また、31COM11D.1を想起(recalling)し、全ての世界遺産過程におけるOUVの中心的な重要性を強調(emphasizing)する決議(32COM/11E)が採択された。

2. 管理計画の見直しの必要性

世界遺産は、OUVをどのように保全すべきか(参加型手法を用いることが望ましい)について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと義務づけられている。2007年にIUCNがとりまとめた「世界遺産地域の管理計画についての報告書案」によれば、管理計画の見直しは最初の管理計画の策定後少なくとも5年以内に行うべきであること、見直しは世界遺産条約の定期報告に併せて行うのが合理的であることが示されている。

(関連記述)

- 世界遺産条約履行のための作業指針(以下「作業指針」)では、管理システムに関して、「望むらくは参加型手法による、顕著な普遍的価値の保存方法を明示する適切な管理計画または他の文書化された管理体制を有するべき」としている。
- また顕著な普遍的価値の評価基準として「ある遺産が顕著な普遍的価値を有するとみなすために、その遺産は完全性および(または)真正性の条件を満たすものでなければならず、かつその安全性を確保するための適切な保護管理システムを有するものでなければならない。」としている。
- 2007年にIUCNがとりまとめた「世界遺産地域の管理計画についての報告書案」において、管理計画の見直しは最初の管理計画の策定後少なくとも5年以内に行うべきであること、見直しは世界遺産条約の定期報告に併せて行うのが合理的であることが示され

ている。

- 屋久島においては 1995 年に管理計画が策定されているが、1997 年に行われた IUCN の現地調査の報告書（1998 年 4 月）において、現在の管理計画はむしろ方針を示す政策文書であり、「開発規制と行動計画を具体化するよう管理計画をさらに発展」させるよう勧告している。同年に開催された第 21 回世界遺産委員会ビューロー会合においてはこの提案を具体化することを奨励された。
- 第 3 次生物多様性国家戦略において、「屋久島及び白神山地においても、管理体制と科学的知見に基づく保全管理の充実を図る」こととされている。

3. 気候変動への対応の必要性

世界遺産に関する国際的な議論の場で中心課題の一つとなっているものとして気候変動への対応が挙げられる。締約国は気候変動の問題を反映した管理計画や影響のモニタリング等の対策を求められており、上記「2. 管理計画」及び「4. モニタリング計画」に反映させる必要がある。このことも 2 と同様に科学的知見に基づいて進められなければならない。

（関連記述）

- 2007 年に開催された第 16 回世界遺産条約締約国総会において、「世界遺産に対する気候変動の影響に関する政策文書(A)」が採択され、全ての関係者が、「締約国が適切な管理対応を実施するための戦略(B)」及び本政策文書を利用することを強く推奨するよう決議された。
- 本政策文書(A)では、結論の一つとして「気候変動は多くの世界遺産において OUV への主要な脅威の一つであり、今後、これらの遺産の推薦、管理、モニタリング、状況報告のすべての面において考慮する。」とされている。
- 「締約国が適切な管理対応を実施するための戦略(B)」では、気候変動は社会や環境が直面している重大な地球規模の変化の一つであり、遺産を守るためには、気候変動の影響のモニタリング等の「予防措置」、地域的な戦略や管理計画による「是正措置」、ネットワーク作り、研究等「知識の共有」が必要としている。
- 第 3 次生物多様性国家戦略において「地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制を構築」するとされている。

4. モニタリング及びモニタリング計画の必要性

世界遺産のモニタリングについては、遺産登録の前提条件である管理システムの必須項目として挙げられており、モニタリング、評価、フィードバックを適切に行うことが求められる。結果を適切に「評価、フィードバック」するためには、科学的知見に基づく判断が必要である。

また、第 3 次生物多様性国家戦略において「管理計画に基づき、モニタリング調査」を行うこととされているが、この管理計画については行動計画を具体化するよう勧告を受けており、モニタリングを適切に実施するための詳細なモニタリング計画が必要となる。モニタリング計画の策定にあたっては、管理計画の見直しと同様に科学的知見に基づいて行う必要がある。

（関連記述）

- 世界遺産条約・履行のための作業指針では、推薦書には「モニタリング」の項目を設け、遺産の保全状況、遺産に影響を及ぼす要因、遺産に対する保全措置、その検証の周期、評価するための主要指標を記載すべきとしている。
- 同作業指針において、「効果的な管理システム」は、計画、履行、モニタリング、評価、フィードバックの周期等を含むものとされている。

5. まとめ

全ての既登録地域は定期的に保全状況審査が行われることになっており、第32回世界遺産委員会より第2回定期報告のサイクルが開始された。我が国を含むアジア・太平洋地域の既登録地域については、2012年の第36回世界遺産委員会において定期報告が行われる予定である。

1993年に登録された屋久島や白神山地については、遺産委員会に提出された推薦書のOUVの証明に関する記述が比較的簡易なものとなっているほか、管理計画についても当初策定以来、ほとんど見直されていない状況にあることから、上述のとおり、科学的な知見に基づき、2012年に予定されている定期報告には遺産価値の再陳述を行うとともに、管理計画の見直し、気候変動への対応、モニタリング及びモニタリング計画を進める必要がある。

なお、2005年に世界遺産となった「知床」においては、作業指針に基づき他地域との詳細な比較分析等を行いながらOUVの証明を記述した推薦書を提出している。また、登録に際して海域管理や河川工作物の改良など様々な課題があったことから、知床世界遺産地域科学委員会を設置し、科学的な知見に基づく助言を踏まえつつ、地域連絡会議において地域と協議を行いながら管理を行う「順応的保全管理体制」が構築されている。知床地域の保全管理状況については、2008年の知床地域保全状況調査報告書において、「地域コミュニティや関係者の参画を通じたボトムアップアプローチによる管理、科学委員会や個々のワーキンググループの設置を通して、科学的知識を遺産管理に効果的に応用していることを賞賛する」として、世界遺産管理のすばらしいモデルであると報告されている。

屋久島や白神山地においても、将来にわたって確実に世界遺産としての価値の保全を図るため、世界的に評価された知床の世界遺産管理方式を参考に「科学委員会」を設置し、科学的な知見に基づく順応的保全管理体制を構築することが必要である。

(参考) 第三次生物多様性国家戦略

- 屋久島、白神山地及び知床については、地方公共団体などと連携・協力のもとに策定した世界遺産地域に関する管理計画に基づき、モニタリング調査や巡視を行うとともに、「自然公園法」、「自然環境保全法」、「森林生態系保護地域」及び「文化財保護法」などにより、適切な保全管理を推進します。(環境省、農林水産省、文部科学省)
- 世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制を構築します。(環境省、農林水産省)
- 知床においては、既に設置された知床世界自然遺産地域科学委員会からの助言を踏まえ、今後も科学的知見に基づく適切な保全管理を推進します。(環境省、農林水産省)
- 屋久島及び白神山地においても、管理体制と科学的知見に基づく保全管理の充実を図ります。(環境省、農林水産省)